

桐生市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「桐生市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の目的

桐生市では、施設の老朽化に伴い計画的な改築更新が求められている中、人口減少に伴う使用料収入の減少、技術職員の退職による執行体制の脆弱化等、下水道事業の持続性の確保が喫緊の課題となっている。また、近年の気候変動に伴う水害の激甚化・頻発化により、防災対策も急務となっている。

このような社会情勢の中、令和5年6月2日に内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の連名で「ウォーターPPPの概要について」が通達され、新たな官民連携手法「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」の新設、公共施設等運営事業（コンセッション）と併せた「ウォーターPPP」が定義され、更なる民間活力の導入・推進が示された。

本業務は、国土交通省の「ウォーターPPP導入検討の進め方について」を踏まえ、ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））の導入に向け、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査することを目的とする。

3. 業務対象

（1）対象事業/処理区

- ・単独公共下水道（境野処理区） 計画処理人口：37,507人、計画区域：1,426.30ha
- ・流関公共下水道（桐生処理区） 計画処理人口：46,920人、計画区域：1,868.10ha

（2）対象施設

- ・処理場：1箇所 ※施設ごとの処理能力、処理方式は事業計画書参照（桐生市HP）
- ・ポンプ場：8箇所 ※施設ごとの揚水能力は事業計画書参照（桐生市HP）
- ・マンホールポンプ場：28箇所
- ・広域化による流量調整施設（小規模処理場改造施設）：1箇所
- ・管路施設：537km ※（合流：145km、汚水：365km、雨水：27km）

4. 業務内容

4.1 計画準備

本業務の作業手順を明確化し、適正な業務計画書を作成して発注者の承認を得る。

4.2 基礎調査

(1) 下水道整備・維持管理状況の整理

基礎資料となる下水道ビジョン、下水道全体計画、下水道事業計画、ストックマネジメント計画、下水道管路台帳、下水道経営戦略、その他業務遂行上必要となる図書を収集・整理する。

また、対象施設の維持管理状況等に関する情報を収集・整理する。

(2) 先進事例・類似事業の調査

PPP/PFI 手法を適用した下水道事業の先進事例、類似施設の動向及び事例等を調査し、調査結果を整理する。

(3) 法制度・支援措置等の整理

当該事業に関連する法規制を抽出し、PPP/PFI 手法導入時の課題を整理する。また、補助制度等の支援措置の採択条件を整理し、適用可能性を検討する。

4.3 現状分析・課題の洗い出し

収集した資料等により、施設・財務・人材等の観点から、次における下水道事業の現状について分析、課題を抽出し個別検討シートを作成する。

- ・ 下水道施設の整備状況、既存施設の維持管理状況、維持管理所掌（直営・個別委託）、苦情情報（悪臭、陥没、事故等）等
- ・ 下水道事業における事業費の現状及び将来的な財政負担の見通し
- ・ 現状及び将来の業務執行体制、人材確保・育成及び技術継承における問題点、課題等

4.4 対応方策と業務分類の検討

前項にて抽出した施設・財務・人材等の課題に対し、新技術の適用可能性や先進事例、類似事業を踏まえ、網羅的に対応策を抽出する。また、抽出した対応策について、課題の重要度、対応時期（短期、中期、長期）、PPP/PFI 手法にて実現可能かを定性的に判断し、整理する。

4.5 PPP/PFI 手法の比較検討

(1) 諸条件の整理、事業スキームの検討と VFM の算定

- ・ 前項で整理した課題と対応策案の中で PPP/PFI 手法にて実現可能と判断した項目について、具体的な対応策を検討する。さらに PPP/PFI 手法の候補を選定するとともに、各手法の組合せについても検討する。
- ・ 選択された複数の PPP/PFI 手法について、業務範囲や対象とする施設、事業期間、簡易な VFM (Value for Money) を検討し、「スキーム概要整理表」を作成する。
- ・ なお、ウォーター PPP の管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）を見据え、業務範囲には管路施設を含むこととし、事業期間は 10 年間を原則とする。VFM を検討する際には、従来の発注方式と PPP/PFI 手法にて発注された場合を比較し、VFM の観点から事業の効率性を確認する。

(2) 対価の支払い方法とモニタリングの検討

- ・事業開始後、契約書や要求水準書に示された業務内容が基準・条件に即して適正に履行されているかを確認するモニタリング手法を検討する。また、対価の支払い方法についても検討する。

(3) 事業継続が困難な場合の措置の検討

- ・民間事業者が事業を継続することが困難となった場合の代替手段について検討する。

(4) リスク分担の検討

- ・対象施設の過年度における故障履歴や修繕履歴、緊急時対応の実績を踏まえ、現場管理における事故、住民対応、物価変動等、想定されるリスクを洗い出し、カテゴリ別に整理する。
- ・想定されたリスクを個別に検討し、リスクの分担を明確化する。

4.6 民間事業者の意向調査（マーケットサウンディング）

民間事業者に対して、本事業の趣旨、対象施設、業務内容、リスク等の業務条件を提示し、本事業に対する関心や参入する上での必要条件等をヒアリングする。このヒアリング結果を踏まえ、必要に応じて業務条件を含めた事業スキームの修正を検討する。また、地元企業の状況に配慮した民間事業者の選定方法（参画方法）についても検討を行うものとする。

ヒアリング手法については、発注者と協議を経て決定する。但し、アンケートによるヒアリング手法を選定した場合、受注者はアンケート案を作成するものとし、アンケートの配布対象の選定やアンケートの配布は発注者が実施する。

なお、マーケットサウンディングは以下の視点を踏まえ実施する。

- ・PPP/PFI 事業への参画意向
- ・事業スキームの妥当性
- ・導入スケジュール（案）の妥当性
- ・維持管理、改築・更新、統廃合に伴う整備等の事業実施内容
- ・想定される民間の工夫
- ・概算事業費

4.7 PPP/PFI 手法の選定

(1) 総合評価

- ・VFM の他に定性的な事項を含めて、総合評価を行う。また、事業実施にあたっての課題の整理を行う。

(2) 実施スケジュール（案）等の作成

- ・PPP/PFI 手法を適用する場合における民間事業者の選定手法や事業開始までに必要なプロセスを検討・整理し、事業開始までのスケジュール案を作成するとともに、公募に必要な書類等の名称や記載項目等を整理する。

4.8 報告書作成

上記までに検討した成果を報告書として取りまとめるとともに、概要版を作成する。

4.9 照査

各検討項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

4.10 協議

打合せ協議は、業務着手時、完了時の他に中間3回行うものとする。

5. その他特記事項

議会説明用資料をその書式や作成方法について、監督員と協議し作成すること。